

# 令和 8 年度 外国人のための日本語教室事業における業務委託仕様書

## 1 業務名

令和 8 年度 外国人のための日本語教室事業における業務

## 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日

## 3 事業目的

久留米市で暮らす外国人が、地域で安全・安心に生活していくために必要な日本語能力等を身に付ける。

## 4 事業内容について

### (1) 講師の確保について

- ① 講師は、日本語教育の標準的なカリキュラムに基づき地域社会での日常生活に必要な日本語を教育できる専門講師を 1 名以上常時配置すること。ただし、実施するカリキュラム内容を考慮して、必要と思われる場合は、適切な人員を増員して配置すること。
- ② 受託事業者は、市との協議等急な招集や当日の急な講師の変更等にも対応できるように所在地が福岡県及び佐賀県にあることとする。

### (2) 参加対象者は、久留米市在住の概ね 15 歳以上の外国人で、よくある生活の場面で必要となる日本語での日常的な表現や基本的な言い回しなどを学ぶ初級程度に該当する者とする。

### (3) カリキュラム作成について

カリキュラム作成にあたっては、文化庁作成の「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」、「生活 Can do」などを参照し、生活に必要な情報も提供できる生活支援型のカリキュラムとする。

受託事業者は、「3 事業目的」を達成するために、各回異なるテーマで効果的なカリキュラム内容を計画・提供すること。また、策定したカリキュラム内容について事前に市担当者の確認を得ること。

### (4) 実施場所は、市が指定する下記の場所で実施すること。ただし、実施するカリキュラム内容によっては、「実施場所」からの移動も可とする。

- ① 野中生涯学習センター（久留米市野中町 1075 番地 2）
- ② コスモすまいる北野（久留米市北野町中 3253 番地）
- ③ 三潆生涯学習センター（久留米市三潆町玉満 2779 番地 1）

### (5) 実施日時は、「外国人のための日本語教室」を（別表 1）のとおり実施すること。ただし、天災、天候等の状況によって、開催を延期または中止することがある。天候の状況や施設の都合等により開催できなかった場合は、中止や振替等について市と協議すること。

### (6) 教室参加者数は、1 回あたり 20 名程度とする。

### (7) 教室開催に係る会場の準備、設営、受付、後片付けを行うこと。欠席者への連絡は後日行うこと。

### (8) 教室開催の周知、参加者の集約、通知、会場の確保に係る事務は、市が行う。

### (9) 教室開催の実施回数は、実施場所①野中生涯学習センターで入門レベル 10 回、初級レベル 10 回、②コスモすまいる北野で入門レベル 10 回、③三潆生涯学習センターで入門レベル 10 回とする。

- (10) 参加者が一時保育の事前申請をしている場合、市が依頼した保育士により保育室で一時保育を行うが、当日の受付や案内は受託事業者が行うこと。
- (11) 受託事業者は、参加者から教材費として、各コースひとり500円（全10回分）を徴収すること。その収入は、受託事業者の教材材料に充てることとする。

## 5 その他（留意事項）

- (1) 事業実施にあたっては、十分に安全に配慮して行うこと。
- (2) 事業実施時における賠償責任保険の加入は、受託事業者が行うこと。また、加入後速やかに保険証券の写しを1部、市に提出すること。
- (3) 最終日に市が作成したアンケート用紙を配布し、提出を促すこと。

## 6 実績報告及び委託料について

- (1) 毎回事業実施の終了後に、市に参加者名、参加人数、授業内容や講師の所感を記載した事業実施報告書を提出すること。複数回をまとめて提出することも可とする。
- (2) 委託料には、講師の人件費（実施会場までの交通費も含む）、カリキュラム・事業実施報告書の作成料、教材料、教材の搬出入費、消耗品費、事業実施にあたっての保険料、実施に係る経費（著作権に係る経費を含む）及び請求に係る事務経費など事業実施に要する費用を含むものとする。会場使用料は、市が負担する。

## 7 暴力団排除に関する事項

受託事業者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市と工程に関する協議を行うこと。

## 8 その他

- (1) 業務上取扱う個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に則り適切に措置すること。
- (2) 受託事業者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。なお、市の取扱いについては、公式ホームページに掲載する「久留米市障害者差別解消に関する職員対応要領」を参照すること。
- (3) その他必要な事項は、市と受託事業者が協議のうえ決定する。

## 令和8年度 外国人のための日本語教室事業実施日程表

| 会 場    |       | 野中生涯学習センター        |              | 野中生涯学習センター        |              |
|--------|-------|-------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 場 所    |       | 多目的室              |              | 多目的室              |              |
| 人 数    |       | 20 人程度            |              | 20 人程度            |              |
| 曜 日    |       | 日曜日               |              | 日曜日               |              |
| 会場予約   |       | 14:00～17:00       |              | 14:00～17:00       |              |
| 実施時間   |       | 15:00～16:30       |              | 15:00～16:30       |              |
| 日<br>程 | 1 回目  | 初<br>級<br>レ<br>ベル | 5 月 10 日 (日) | 入<br>門<br>レ<br>ベル | 7 月 26 日 (日) |
|        | 2 回目  |                   | 5 月 17 日 (日) |                   | 8 月 2 日 (日)  |
|        | 3 回目  |                   | 5 月 24 日 (日) |                   | 8 月 9 日 (日)  |
|        | 4 回目  |                   | 5 月 31 日 (日) |                   | 8 月 16 日 (日) |
|        | 5 回目  |                   | 6 月 7 日 (日)  |                   | 8 月 23 日 (日) |
|        | 6 回目  |                   | 6 月 14 日 (日) |                   | 8 月 30 日 (日) |
|        | 7 回目  |                   | 6 月 21 日 (日) |                   | 9 月 6 日 (日)  |
|        | 8 回目  |                   | 6 月 28 日 (日) |                   | 9 月 13 日 (日) |
|        | 9 回目  |                   | 7 月 5 日 (日)  |                   | 9 月 20 日 (日) |
|        | 10 回目 |                   | 7 月 12 日 (日) |                   | 9 月 27 日 (日) |

| 会 場    |       | コスモすまいる北野         |               | 三潆生涯学習センター        |              |
|--------|-------|-------------------|---------------|-------------------|--------------|
| 場 所    |       | 研修室               |               | 第 2 研修室           |              |
| 人 数    |       | 20 人程度            |               | 20 人程度            |              |
| 曜 日    |       | 日曜日               |               | 日曜日               |              |
| 会場予約   |       | 14:00～17:00       |               | 14:00～17:00       |              |
| 実施時間   |       | 15:00～16:30       |               | 15:00～16:30       |              |
| 日<br>程 | 1 回目  | 入<br>門<br>レ<br>ベル | 10 月 4 日 (日)  | 入<br>門<br>レ<br>ベル | 1 月 10 日 (日) |
|        | 2 回目  |                   | 10 月 11 日 (日) |                   | 1 月 17 日 (日) |
|        | 3 回目  |                   | 10 月 18 日 (日) |                   | 1 月 24 日 (日) |
|        | 4 回目  |                   | 10 月 25 日 (日) |                   | 1 月 31 日 (日) |
|        | 5 回目  |                   | 11 月 1 日 (日)  |                   | 2 月 7 日 (日)  |
|        | 6 回目  |                   | 11 月 8 日 (日)  |                   | 2 月 14 日 (日) |
|        | 7 回目  |                   | 11 月 15 日 (日) |                   | 2 月 28 日 (日) |
|        | 8 回目  |                   | 11 月 29 日 (日) |                   | 3 月 7 日 (日)  |
|        | 9 回目  |                   | 12 月 6 日 (日)  |                   | 3 月 14 日 (日) |
|        | 10 回目 |                   | 12 月 13 日 (日) |                   | 3 月 28 日 (日) |